

掖大老総第 1 号  
令和 3 年 3 月 26 日

職員各位

施設長 池原 照幸

### 令和 3 年度介護職員の処遇改善及び介護職員等の特定処遇改善について

令和 3 年度の「介護職員処遇改善加算 I」の届出にあたり、介護職員処遇改善計画及び介護職員等特定処遇改善の内容については、基本的には前年度の支給内容を継続し実施します。しかし、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、入所者数が減少し施設の収入も減収となったため、介護職員処遇改善手当のみ 1 カ月の手当を 20,000 円から 1,000 円減額し 19,000 円としました。詳しい内容は以下の通りです。

#### I 介護職員処遇改善計画について

##### 1 介護職員処遇改善加算による収入金額について

介護職員処遇改善加算（I）による令和 3 年度の収入見込み額（年間）

令和 2 年 4 月～令和 3 年 12 月介護報酬実績の平均を基に見込み額を算定しました

16,277,340 円 **A**

##### 2 処遇改善内容について

###### (1) 夜勤手当の改善額

平成 21 年 4 月より夜勤 1 回につき 6,000 円から 8,000 円に改定したことによる処遇改善額は、夜勤 1 回につき増額 2,000 円となり、継続実施しています。

平成 30 年度改善月に支給する夜勤手当の実施月は、令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月の 12 ヶ月間として、改善額（年間）を次式により算出しました。

$2,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 人 (介護職員の夜勤配置数)} \times 365 \text{ 日}$

2,920,000 円 **a**

###### (2) 役職手当の支給

介護職員の地位の向上を目指して、介護部長 1 名、介護士長 1 名、主任 3 名、副主任 5 名を配置しています。役職者（10 名）の役職手当合計額（1 ヶ月）は 168,430 円になります（予定も含む）。

$168,430 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 2,021,160$

2,021,160 円 **b**

###### (3) 処遇改善手当の支給

処遇改善手当として、介護職員（パート職員を含む）に毎月 19,000 円を支給（パー

トは常勤換算により計算) します。

19,000 円×42 人 (介護職員の配置予定数) ×12 か月

9,576,000 円 c

(4) 年間改善額

a+b+c を合算して算出しました。

2,920,000 円+2,021,160 円+9,576,000 円

14,517,160 円 d

これに関わる法定福利費見込み額 (人件費の 13%)

14,517,160 円×13.0%

1,887,230 円 e

(※) 当施設の法定福利費には、社会保険料、雇用保険料、労働保険料、児童手当のほか、確定給付企業年金の施設負担分を含みます

令和3年度の処遇改善所要見込額の合計は、d+e となり

14,517,160 円+1,887,230 円として算出しました。

16,404,390 円 B

(5) 結論

以上のことから、令和3年度処遇改善見込み額総計 (16,404,390 円 B) は処遇改善加算による収入見込み額 (16,277,340 円 A) を上まわることになります。

II 介護職員等特定処遇改善計画について

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) による令和2年度の収入見込み額 (年間)

令和2年4月～令和3年12月介護報酬実績の平均を基に見込み額を算定しました。

8,385,684 円 C

(2) 特定処遇改善手当の支給対象

①経験・技能のある介護職員 (対象職員 22 人)

令和3年3月現在、介護福祉士の資格を持った職員で、当施設での介護業務の実績が10年以上ある者、または当施設以外での介護業務実績を併せて10年以上ある者。

ただし、当施設以外の介護業務については所定の在職証明書が必要。

②他の介護職員 (対象職員 20 人)

当施設に勤務する介護士 (パート職員を含む)

③その他の職員 (対象職員 12 人)

当施設に勤務する介護士以外の職員で令和2年所得及び令和3年所得の見込みが440万円以下の者 (嘱託職員を含まない)

(3) 特定処遇改善手当の支給額

以下の①～③の職員に支給する1ヵ月当たりの支給額(1人あたり)

①経験・技能のある介護職員	20,000円(1年)	240,000円
②他の介護職員	10,000円(1年)	120,000円
③その他職員	5,000円(1年)	60,000円

(4) 特定処遇改善加算手当の支給方法

介護報酬による加算算定月は令和3年4月～令和4年3月ですが、実際の入金は2ヵ月後の令和3年6月～令和4年5月となるため、支給は2ヵ月後となります。

なお、年度途中で入職したもので(2)の条件にあてはまる者は入職後試用期間を除いた月から支給することにし、年度途中で退職する者は、退職月で精算します。

(5) 特定処遇改善加算の支給見込み額

特定処遇改善加算の支給見込み額(1年間)

①経験・技能のある介護職員	240,000円×対象職員22人	=5,280,000円
②他の介護職員	120,000円×対象職員20人	=2,400,000円
③その他職員	60,000円×対象職員12人	=720,000円
④合計支給額		8,400,000円
⑤これに関わる法定福利費見込み額(人件費の13%)		1,092,000円

④+⑤ 特定処遇改善費の支給総額 9,492,000円 D

(6) まとめ

特定処遇改善費の支給総額(9,492,000円 D)は、特定処遇改善加算見込み額(8,385,684円 C)を上回る支給となります。

III 処遇改善額の調整について

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」に係る収入見込み額はあくまでも概算です。収入額が顕著に増加した場合は、支給額も増加しますので、その差額を令和4年6月に精算し一時金として支給する予定にしています。